

湯川村空家解体事業補助金

空家等対策の推進のため、空家の解体費用の一部を補助します。

1. 補助率と限度額

対象経費	解体及び撤去に要した費用
補助率	対象経費の1/3以内
限度額	300,000円

2. 補助対象の空家

次の①～②のいずれかに該当する空家。

- ① 個人が所有する利活用の見込みが無い空家等の解体及び撤去工事
- ② 解体後1年以内に、同一敷地内に補助対象者が居住するための戸建住宅を新築し定住することを目的とした空家等の解体及び撤去工事

3. 補助対象者

次の①～③の全てに該当する者。

- ① 空家の所有者
- ② 市区町村税の滞納のない者
- ③ 当該空家の解体に際し、他の補助金の交付を受けない者

4. 補助条件

- ① 過去に本補助金の交付を受けた敷地上の空家でないこと。ただし、前回の申請者の親族以外の者が申請する場合を除く。
- ② 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の変更をしようとする場合においては、速やかに村長の承認を受けること。
- ③ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに村長の承認を受けること。
- ④ 補助事業が予定の期間内に完了しない、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに村長に報告してその

指示を受けること。

- ⑤ 補助対象工事に係る法令等を遵守すること。
- ⑥ 補助対象工事が完了した後の敷地について、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
- ⑦ 補助金の交付は、精算払い（工事が終了し実績報告後の入金）とする。

5. 必要な書類等

(1) 交付申請

工事の契約・着手は、必ず交付決定通知を受けてから行ってください。

必要書類一覧	
<input type="checkbox"/>	補助金交付申請書（様式第1号）
<input type="checkbox"/>	位置図
<input type="checkbox"/>	解体及び撤去に係る見積書の写し
<input type="checkbox"/>	現況写真
<input type="checkbox"/>	市区町村税の納税証明書
<input type="checkbox"/>	他の相続人の委任状（相続人が複数いる場合）
<input type="checkbox"/>	解体工事同意書（土地と家屋の所有者が異なるとき）
<input type="checkbox"/>	補助金の振込先口座の通帳の写し

(2) 実績報告

工事完了後30日以内に提出してください。

必要書類一覧	
<input type="checkbox"/>	補助金実績報告書（様式第6号）
<input type="checkbox"/>	解体及び撤去に係る契約書の写し
<input type="checkbox"/>	解体及び撤去に係る領収書の写し
<input type="checkbox"/>	解体及び撤去に係る経費の内訳書の写し
<input type="checkbox"/>	解体及び撤去後の写真
<input type="checkbox"/>	産業廃棄物管理票（建設系廃棄物マニフェスト）

(3) 補助金交付請求

書類に不備が無い場合でも振込みまでに1ヶ月程度の時間を要します。

6. 注意事項

- ※交付決定前に完了した工事、着手した工事、契約した工事は、補助の対象となりません。
- ※補助要件確認のため、書類の提出を追加でお願いする場合があります。
- ※申請者、契約書及び領収書のあて名、補助金振込先の口座名義人は全て同一としてください。
- ※申請書等に押印する印鑑は、同じものをご使用ください。(シャチハタ等のインク浸透印は不可)
- ※解体後は、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、土地の固定資産税等の税金が上がる場合があります。
- ※書類の提出は、期限を過ぎた場合、補助金が交付されませんのでご注意ください。

7. 手続きの流れ

	申請者	産業建設課	期限等
工事前	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">交付申請</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">交付決定通知受領</div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">申請受理</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">審査</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">適合</div>	
工事中	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">工事契約・着手</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">工事完了・支払</div> </div>		補助金の交付決定日以降に工事の契約・着手を行ってください。
工事後	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">実績報告</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">額確定通知受領</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">交付請求</div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">報告受理</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">審査</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">適合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">請求受理</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">補助金交付</div>	3月31日までに実績報告を出せるよう工事を完了させてください。

8. お問い合わせ先

湯川村産業建設課商工観光係 電話 0241-27-8831
 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地